

工場より引上工ケタル為ノ工場守換ノ止ムナキニ云々ナリ  
 下場ニ今後執拗ニ原紳曰儘ニ之交渉ヲ為ス可ト云々ナリ  
 右及申(通)報候也

(別紙) 要求書

- (1) 工場守換絶対及対
- (2) 後下首切絶対及対
- (3) 引延ニ後部ハ百足ニ付ニ未復上スヘシ
- (4) 争議中ノ費用ハ資本家ニ於テ全部負担スヘシ
- (5) 争議ニ依リ犠牲者ハ絶対ニ少ナルコト

昭和六年七月二十六日 冥東合同労働組合視修花猪支部  
 土屋工場経営者一同

6.5.11  
2854

昭和六年八月四日

警視總監 高橋守雄

外務大臣安達謙藏殿  
 社会局長官殿

發生七、二八解決八、七  
 使用労働者ニ  
 争議参加者ニ  
 関係労働組合 同労働者者組合

台資會社一木商店ノ争議ニ関スル件(卷生)

要旨 一名、店員辭職ニ及テシテ他二名ノ店員ハ同車俸給生活者  
 組合指道ノ下ニ要求書ヲ提出シ罷業ヲ決行セリ

標記商店ニ労働争議發生セリ經過先ノ如シ

一 争議發生ノ場所 神田区板籠町一、三  
 二 争議主側